

第十二号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会条例の制定について

地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十一条第三項の規定に基づき、地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員六人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第三条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第四条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

第十二号 地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会条例の制定について

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の設立に伴い、地方独立行政法人法第十一条第三項の規定に基づき、地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。